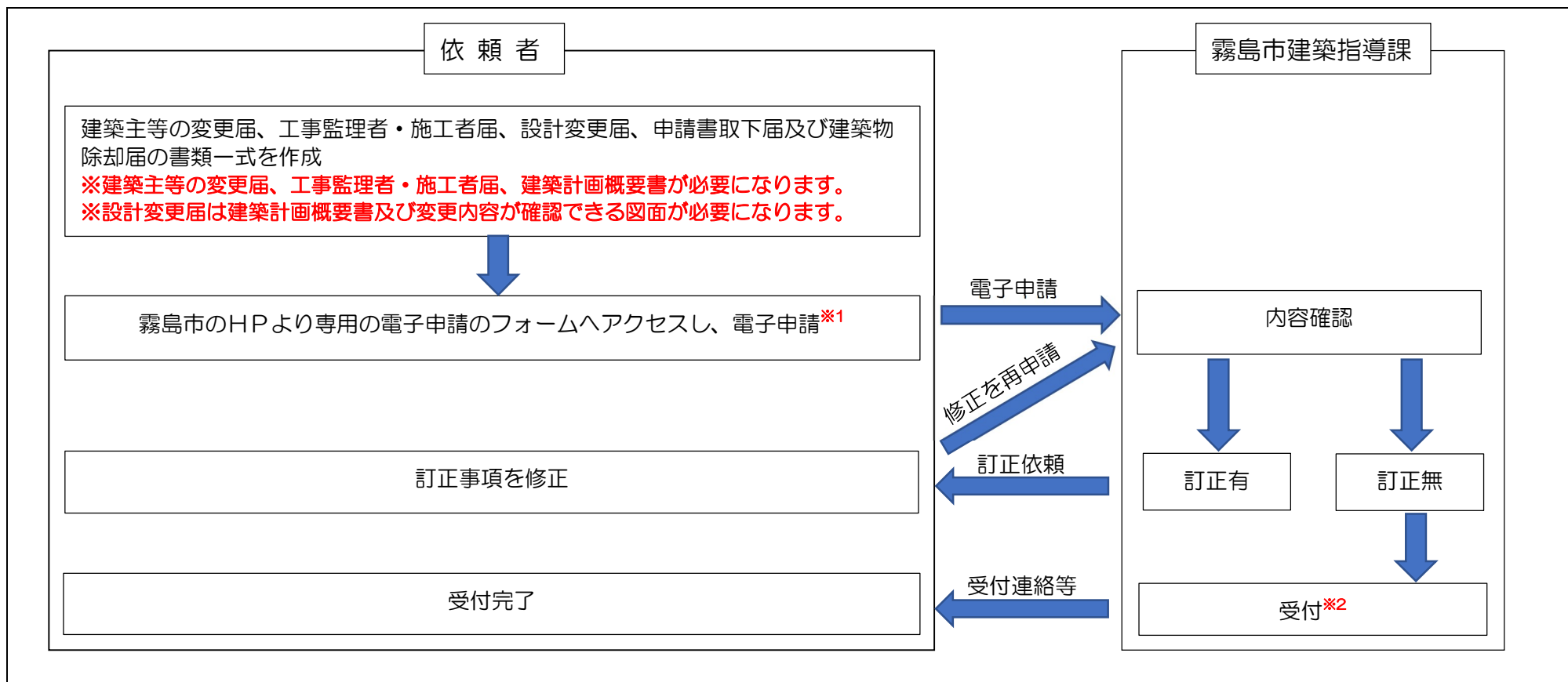


建築基準法の建築確認申請に係る届出等の電子申請の流れについて

【電子申請の流れ】



(注意事項)

※1…受付可能な電子申請については本市で建築確認を受けた建築主等の変更届、工事監理者・施工者届、設計変更届、申請書取下届及び建築物除却届のみです。

※2…受付は24時間申請可能ですが、閉庁日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）や開庁時間外（8時15分から17時00分）の電子申請や書類の内容に修正又は書類の添付漏れ等があった場合、受付は翌開庁日になりますのでご注意ください。